

# 第 11 次山形市交通安全計画の概要

## 第 10 次計画の検証

道 路	◎ 目標	・年間死者数一桁としてできるだけゼロに近づける ・年間死傷者数 1,500 人以下(県目標値の 25%)					
	◎ 結果	(単位:人)					
		H28	H29	H30	R1	R2	平均
	死者数	4	3	4	6	4	4.2
	死傷者数	2,285	2,146	1,798	1,528	1,169	1,785.2
		・年間死者数の目標を達成 [第 9 次 平均 6 人 ⇒ 第 10 次 平均 4.2 人 (30.0%減)]					
		・年間死傷者数は令和 2 年に目標を達成 [第 9 次 平均 2,301.6 人 ⇒ 第 10 次 平均 1,785.2 人 (22.4%減)]					
	◎ 課題	・高齢者が犠牲になる事故が多い(全死者の 61.9%) [R2 年:山形市 100% (全国 56.2%)]					
		・幹線道路における事故が多い(全死者の 61.9%) ・高齢Dが第一当事者になる事故が多い(全死者の 52.3%)					
	鉄 道	◎ 目標	・乗客の死者数ゼロ(目標達成)・運転事故全体の死者数減少(4 件増)・踏切事故件数ゼロ(目標達成)				
	◎ 課題	・鉄道及び踏切事故は、ひとたび発生すると重大な事故となるおそれがある。					

## 第 10 次計画と第 11 次計画の違い

- ・[基本理念③]を「先端技術の活用」から「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」に変更
- ・[道路の目標②]を「死傷者数」から「重傷者数」に変更
- ・[道路の重点事項②]を「交差点での交通事故防止対策」から「幹線道路での交通事故防止対策」に変更
- ・[道路の重点事項⑥]を「シートベルト等の着用の徹底」から「衝突時の被害軽減対策の推進」に変更
- ・[道路の主な施策⑤イ]を「暴走族対策の強化」から「暴走行為等対策の強化」に変更 など

## 第 11 次計画の概要

### 基本理念

- ① 交通事故のない社会を目指す
- ② 人優先の交通安全思想を基本とした施策を推進していく
- ③ 高齢化が進展しても安全に移動できる社会を構築する

### 1 道路交通の安全

#### (1) 目標

- ① 年間死者数 4 人以下(第 10 次計画期間内の平均値 4.2 人以下(端数切捨て))
- ② 年間重症者数 70 人以下(山形県交通安全計画の目標値 280 人の 25%)

#### (2) 取組みの方向性

これまでの交通安全対策を基本にしつつ、より効果的な対策に向けて改善を図るとともに、目標達成に向け、有効性が期待できる施策を展開していく。 (3) 主な施策(8つの柱)の展開

#### 今後の道路交通安全対策を考える 6つの視点

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 幹線道路及び生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

#### 重点的に取り組む事項(6項目)

- ① 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進
- ② 幹線道路での交通事故防止対策の推進
- ③ 運転者対策の推進
- ④ 生活道路などの道路安全施設整備による交通事故防止対策の推進
- ⑤ 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
- ⑥ 衝突時の被害軽減対策の推進

### (3) 主な施策(8つの柱)の展開

#### ① 交通安全思想の普及徹底

- ア 子どもから高齢者までの対象者に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- イ 対象者にあわせた効果的な交通安全教育の推進
- ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- エ 地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進
- オ 飲酒運転の撲滅
- カ 自転車の安全で適正な利用の促進

#### ② 安全運転の確保

- ア 運転者教育等の充実(特に高齢運転者対策)
- イ 自動車の安全運転管理及び事業用自動車の安全対策の推進
- ウ 交通労働災害の防止等
- エ 道路交通情報の充実

#### ③ 道路交通環境の整備

- ア 幹線道路における交通安全対策の推進
- イ 生活道路における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備
- ウ 交通安全施設等の整備促進
- エ 効果的な交通規制の推進
- オ 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備
- カ 効果的で重点的な事故対策の推進
- キ 高度な道路交通システム(ITS)の活用
- ク 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備
- ケ 交通需要マネジメントの推進
- コ 総合的な駐車対策の推進
- サ 災害に備えた道路交通環境の整備
- シ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

#### ④ 車両の安全性の確保

- ア 自動車の検査及び点検整備の充実
- イ 自転車の安全性の確保

#### ⑤ 道路交通秩序の維持

- ア 交通の指導取締りの強化等
- イ 暴走行為等対策の強化

#### ⑥ 救助・救急活動の充実

- ア 救助・救急業務体制の整備
- イ 関係機関の協力関係の確保等

#### ⑦ 交通事故被害者等支援の推進

- ア 被害者救済の充実
- イ 無料法律相談等の周知・情報の提供

#### ⑧ 交通事故調査・分析の充実

- ア 交通事故多発箇所共同現場点検
- イ 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現場点検

### 2 鉄道交通の安全

#### (1) 目標

- ① 乗客の死者数ゼロを継続する
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す

#### (2) 視点

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等が関係する鉄道事故の防止

#### (3) 主な施策

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保

### 3 踏切道における交通の安全

#### (1) 目標

- 踏切事故件数ゼロを継続する

#### (2) 視点

- それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

#### (3) 主な施策

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置